

ブラジル名古屋

管轄区域 静岡、岐阜、富山県以西

旅券の残存期間 申請時6ヵ月以上

旅券の未使用査証欄 見開き2ページ以上

必要書類（商用） 取得日数 約3週間

- 1、パスポート + 旧パスポート（旧パスポートにブラジルビザがある場合）
- 2、申請書（名古屋用）※オンラインでの申請書。できあがったものにサインと写真を貼り付ける。
※ 申請書は作成日より30日間有効。
※ <https://scedv.serpro.gov.br/frscedv/index.jsp>
※ 申請書に写真、その他書類取り込み必須
※ 商用、労働査証の場合、職業欄に所属部署名と役職を記入（「会社員」との記入不可）し、ブラジルでの連絡先は商談相手の企業名を記入する。
- 3、写真 縦4.5cm×横3.5cm～縦7cm×横5cm ※縦4cm×横3cmは不可。
背景白、カラーのみ（頭～顎まで3.1cm～3.6cm）※6ヶ月以内に撮影したもの
※余白の少ない写真はスキャンできないので注意すること。
※サイズに合わせて切ったものは不可。
- 4、英文と和文のオリジナル各1部を提出する。（内容が同じのもの）
企業名、住所、電話番号記載の会社レターヘッドを使用し、以下の内容を記載する。
Ⅰ. 渡航者氏名、所属企業名または機関名、住所、電話番号、職業、担当部署、役職、日本出発日、ブラジル入国日・入国地、滞在予定日数、責任者のサイン、社判、公印が必要。
Ⅱ. 具体的な商談内容
Ⅲ. ブラジルでの商談先（訪問企業名、住所、電話番号、商談相手名）
Ⅳ. 渡航費用、滞在経費の保証、および滞在中ブラジルの法律を守り行動する旨。
Ⅴ. 「ブラジル滞在期間中、商談相手の会社およびそれ以外の会社においても技術援助（いかなる機器の操縦をも含め）を致しません。」という誓約文を明記。新聞記者はこの誓約文に代わり、「ブラジル滞在期間中は、一切映像撮影を致しません。」と明記。目安として滞在日数が10日間を超える場合、現地の活動内容を記載した日程表を添付する。
Ⅵ. レターヘッドがカラーであればサイナーは書名のみでも可。
白黒のレターヘッドの場合は、必ず署名と角印が必要。
- 5、ブラジルへの渡航歴がある場合、過去2回分までの渡航歴記録のある旅券コピーを提出（身分事項査証面、出入国印のページ）。
申請に使用する旅券に渡航記録がある場合は、別途コピーの提出は不要。
過去の旅券を紛失または返却しており、コピーが取れない場合は、その旨と渡航歴を書面で提出する。

※ 過去3ヶ月以内に黄熱病の予防接種のいる国に渡航してことがあれば黄熱病予防接種証明書が必要な場合がある。

※ 陸路で入国、または出国する場合は、別途書類が必要です。

※過去のブラジル渡航回数が多い場合、または長期滞在を希望の場合は理由書をつける

実費10,400円 + 弊社取扱手数料